

消費税負担に関する関係団体ヒアリングにおける主な意見

- 消費税率 10 %への引上げに伴い、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うため、第 18 回及び第 19 回
介護事業経営調査委員会（4月 15 日及び 21 日開催）において、「消費税負担に関する関係団体ヒアリング」を実施した。
 - ・ ヒアリング実施団体（9 団体）
 - 第 18 回：全国社会福祉法人経営者協議会、民間介護事業推進委員会、全国特定施設事業者協議会、日本医師会、
認知症の人と家族の会
 - 第 19 回：全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本認知症グループホーム協会
 - ・ 意見書提出団体（4 団体）
 - ：全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本介護支援専門員協会
- 今回のヒアリングにおいては、①消費税率 8 %への引上げ時の対応の評価、②消費税率 10 %への引上げ時の対応に関する意見等
を聴取したところであり、主な意見を事務局において取りまとめた。

1 消費税率 8 %への引上げ時の対応の評価

意 見
(各団体からの意見) <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年 4 月の消費税率の引上げに対応した介護報酬改定では、基本単位数に上乗せすることを基本としつつ、消費税負担が 相当程度見込まれる加算についても上乗せをするという方法で対応しており、可能な限り合理的に実施されたものと考える。 ○ 前回の消費税率引上げ時における介護報酬上の対応手法は概ね適切であったと評価している。 ○ 基準費用額については、調査結果における全国平均値のデータに基づき、給付費分科会において引き上げる必要はないとの決定 がされたものであるので納得はしている。 ○ 給付実態を勘案して、区分支給限度基準額が引き上げられたことは評価できる。 ○ 消費税対応分を補填するために報酬改定が行われ、利用者負担は確実に増加したが、介護保険サービス事業所が健全に経営でき、 介護職員が適正な待遇で働き続け、質の高いサービスを提供していくためにはやむを得ないものと考える。

2 消費税率10%への引上げ時の対応に関する意見

項目	意 見
1 介護報酬による 対応について	<p>(各団体からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定されている10%への引上げに当たっても、前回の8%への引上げ時と同様に、介護報酬において、基本単位の上乗せと加算部分の上乗せという前回同様の対応策を講じていただきたい。 ○ 前回と同様に、介護報酬に占める仕入れ物件費分の介護報酬の引上げをお願いしたい。 ○ 人件費は消費税非課税であるが、現行の社会福祉法人会計基準では派遣職員支出も人件費の中に含まれているため、今後調査を行う際には人件費の中に項目を設定してもらいたい。 ○ 従来型介護老人福祉施設とユニット型介護老人福祉施設について、それぞれ費用構造を算出して、これに基づいた報酬改定を行うべき。 ○ 前回、類似サービスの数値を援用した推計を行っている定期巡回サービスや看護小規模多機能型居宅介護などについては、経営概況調査の十分な有効回答数の確保に努めるとともに、前回調査との慎重な比較検証に基づいた対応を検討されたい。 ○ 前回引上げ時において、通常の特定施設と地域密着型特定施設、特定施設の短期利用について、それぞれ若干異なる報酬単価となつたが、制度の簡素化の観点から同一単価としてもらいたい。 ○ 加算については、上乗せ分が1単位未満のものについて考慮されなかつたので、今回は5%から10%に5%上がるなどを前提とした加算の見直しを行つて頂きたい。 <p>※ 事務局注：課税費用の割合が小さい加算や、もとの単位数の設定が小さく上乗せ分が1単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算については、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せ対応を行つて頂けるところ。</p>

項目	意 見
2 介護サービス施 設・事業所におけ る設備投資の状況 等について（続く）	<p>(各団体からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高額投資に関して今回は調査を実施しなかつたが、介護施設・事業所の整備の前倒しや科学技術の開発・発展に伴う介護現場へのロボットやＩＣＴ等の導入が進むことを考えれば、設備投資等に関する消費税率の引上げの影響を把握することを含め、医療保険との整合性を確保しつつ対応すべき。

項目	意見
2 介護サービス施設・事業所における設備投資の状況等について（続き）	<p>(各団体からの意見) ※ 続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費分科会の議論において、介護施設については医療施設と比較して高額投資は少ないという説明もあったが、建物改修費など高額なものもあるため、設備投資の調査は、医療保険との整合性を確保しつつ対応すべき。 ○ 現時点では物品購入費等は多くないが、今後、ロボット化、介護機器のリフト使用、事務負担軽減のためのＩＣＴ化を行うと、消費税課税の仕入れが増えてくる。 ○ 建物や建物付属設備等の修繕・補修等については、過去10年間で1施設当たり平均約1億2千万円の経費が発生しており、今後もさらに平均約1億円超の経費がかかる予定であるなど高額な投資費用が発生しており、これに伴う消費税について施設の負担となっている。具体的には、エアコン、給排水工事、エレベーター、ナースコール、ボイラ、機械浴などの補修・改修がある。 ○ 施設の改築や修繕の時期を迎えると、さらに設備投資が必要になることから、診療報酬や介護報酬による補てんではなくて、建物や大規模機器に対する投資に関しては、控除対象外消費税の負担に対する非課税の申請返還方式、例えば、予算措置による補助金方式による負担軽減策を行うことが必要である。 ○ 高額投資については、件数、金額ともに多くはないが、小規模事業所ほど経営に及ぼす影響が大きいことから、個別の事業所に対する介護報酬とは別立ての高額投資対応も検討頂きたい。投資としては、福祉車両の購入、入浴リフトの導入、スプリンクラーの設置、事業所の増改築や修繕などがあり、1事業所当たりの総額が100万円以上という状況である。 <p>(経営調査委員会委員からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補修や修繕の経費については、当該経費を単年度の費用として計上していると、実態調査の平均費用に入ってくることから介護報酬に反映される。一方、資産計上していると、減価償却費として償却期間を通じて長期にわたって回収することになり、これらの固定資産関連の支出があった年度においては、当該経費の方が大きくなるため、キャッシュフロー上においては差が出ることになる。 ○ 減価償却を通じた長期的な償還と単年度の支出とのバランスをどう取るか。減価償却を通じて、実は長期的には投資分の控除対象外消費税が返ってきているとすると、別立て制度で対応する場合は、介護報酬について、減価償却分のコスト計算との関係上、理論上、少し下がらざるを得なくなるという帰結になる。
(続く)	

項目	意見
2 介護サービス施設・事業所における設備投資の状況等について（続き）	<p>（経営調査委員会委員からの意見）※ 続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関しては、医療に比べると相対的に投資が少なく、高額投資のほとんどが住居分になると思うが、非課税の申請返還方式をとると、返還されているのに基準費用額や介護報酬に入ってくるのはおかしいとなるので、その分だけ基準費用額等を削るという理屈になり、投資が少ない施設にとってはデメリットになる。 ○ 消費税は消費者に負担して頂くものなので、理屈上は、建物に対する高額投資であれば、月々の利用料を上げるというような対応になるのではないか。

項目	意見
3 基準費用額・区分支給限度基準額の取扱いについて	<p>（各団体からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食費・居住費の基準費用額については、消費税率の引上げ及び物価動向等を踏まえ、調査の結果、費用が上がっている場合は引上げていただきたい。 ○ 食費の基準費用額の見直しにあたっては、介護保険3施設の平均ではなく、施設種別ごとに平均を算出して設定すべきであるが、現行どおり、介護保険3施設で一括りの設定とするのであれば、単純平均ではなく加重平均で算出して頂きたい。 ○ 食費の額は実費の範囲で設定できるが、特別養護老人ホームの場合は8割の方が第1段階から第3段階までのいわゆる補足給付の対象であるため、食費の額を上げて設定しても、2割の方しか収入につながらず、大部分は基準費用額になる。 ○ 居住費の基準費用額を減価償却費と光熱水費で規定していることは議論しなくてはいけない。減価償却費と光熱水費で規定されている限り、消費税率が上がっても、居住費の基準費用額は上がらず、光熱水費への対応がされないということになる。 ※ 事務局注：消費税率8%への引上げ時においては、平成25年度介護事業経営概況調査により、居住費（減価償却費・光熱水費）の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税率の引上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められたが、見直しを要するほどの影響幅ではないことから、据え置くこととされた。 ○ 区分支給限度基準額については、消費税率の引上げによる介護報酬の上乗せによって、従前と同様の介護サービスを利用した場合に、区分支給限度基準額を超える利用者が発生することが想定されるので、前回と同様、引上げの対応を要望したい。

項目	意見
4 その他	<p>(各団体からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス活動の収支に係る消費税負担については、平成26年度の介護報酬改定により、概ね担保されている状況と理解している。 ○ 介護保険事業に係る控除対象外消費税については、概ね介護報酬の上乗せによって補てんされたとの意見が多いが、高額投資があった事業所については、十分に補填されなかつたという意見や補てん状況を把握していないという意見が多かった。 ○ 病床規模が大きくなるほど補填率が下がっているというデータもあるが、人件費割合や減価償却費の違いが要因であると考えている。 ○ 今回、消費税率8%への引上げ時の補てん状況の把握は行われなかつたが、定期的に補てん状況の把握と妥当性を検証できる仕組みを備えていくべきであり、平成26年度の介護報酬改定で手当てされた消費税対応分が、平成27年度改定後にどのように存在しているかについて、消費税率10%への引き上げ前に整理することが必要と考える。 ○ 地域支援事業における消費税率引上げの対応についても、介護報酬と同様に、報酬の引上げを行ってもらいたい。事業者をバックアップする観点から、介護報酬における対応内容を市町村に示して、これに準ずるよう取り計らっていただきたい。 ○ 影響分を補填するための報酬改定を実施すべきだが、利用者負担の増は抑えてもらいたい。 ○ 今後、消費税率がさらに引き上げられる可能性も考えると、非課税とされる介護サービスに係る消費税については、税制の仕組みを変えて、控除・還付等を行うことによって、利用者の負担及び事業者への過剰な負担が発生しない仕組みとすることを目指すべきである。 ○ 将来的には、介護保険サービスについて消費税課税として、ゼロ税率を導入するという方法もあるのではないか。